

## 自動車リサイクル法 Q A（事業者の皆様向け）

自動車リサイクル法に関連する事業者の皆様に向けて、説明会での質問を中心に Q A をまとめましたので、ご確認ください。

項目	Q	A
使用済自動車の定義	Q	新車を販売する際に、顧客から古い車を下取りし、使用済自動車として解体業者にそのまま引渡すが、その場合は引取業者の登録は必要ですか。
	A	使用済自動車を引取ることが引取業であり、登録が必要です。 下取車を中古車として販売する場合は、法の対象外ですが、使用済自動車を引取るケースもあると思いますので、登録をお願いします。
登録の時期	Q	現在も、使用済自動車の引取りやフロン類の回収を行なっていますが、登録はいつから必要ですか。
	A	平成 16 年 12 月 31 日までは、フロン回収破壊法による登録が必要ですので、現在業を行なっていてフロン回収破壊法による登録を受けていない場合は、直ちに登録申請をしてください。 <問合せ> 県地球環境室 電話 054-221-3781
解体行為の定義	Q	使用済自動車から、バンパーやフェンダーミラー 1 本取る行為も解体行為といえるのか。
	A	自動車所有者から依頼を受けて、カーステレオなど附属品をはずす簡易な行為以外は、全て解体行為にあたり、許可が必要です。
業の定義	Q	「業」の定義とは。個人が解体し、部品販売を行う場合は、許可が必要ですか。
	A	個人であっても、営利目的または反復して行う場合は「業」と判断し、許可が必要です。
部品どり	Q	解体業の許可があれば、他作業をしないで部品どりだけ出来ますか。
	A	部品どりには解体業の許可が必要です。許可を受ければ、エアバッグ類の回収に加え、タイヤ、バッテリー、廃油、廃液等の回収を遵守する義務もあり、部品どりのみを行うことはできません。
もぎとり解体	Q	整備業者が、解体業許可業者の監督・責任の下で、その許可業者の事業所内で部品どりを行う場合は、許可が必要ですか。
	A	解体業許可業者の監督・責任の下で標準作業書に従い行うものであれば、許可は不要です。

項目	Q	A
自社処理	Q	自動車メーカーが、自社でテスト車や社用車を廃車前にエアバッグとフロンガスを取り除き、解体業者に処分してもらっているが、自動車メーカーは解体業許可が必要ですか。
	A	解体業の許可は、適正処理とリサイクルに関し必要な能力を担保するとの趣旨であることから、自社で処理するとしても、生活環境の保全、リサイクルの推進という点で解体業に該当します。
標準作業書	Q	部品取り行為が解体業ということであると、施設整備をしなければならず、今後、業務を行うことができなくなってしまうが。
	A	施設の基準は必ずしも設備を設けなければならないということではなく、各事業者が作成する標準作業書で防止措置が確実に行われることで適用されないものがあります。(個別にご相談ください。)
保管施設の位置	Q	解体作業場と保管施設が数百メートル離れているが良いですか。
	A	それぞれの施設基準を満たせば、可能です。
保管場所の区分	Q	保管場所において、廃車と中古車や他廃棄物を同じ敷地内に置くことはできますか。
	A	同じ敷地内でも、例えばカラーコーンなどで明確に区分することにより可能です。
保管施設の基準	Q	解体業の許可基準の中で、解体自動車(廃車ガラ)の保管施設には油水分離装置及び排水溝床面コンクリートは不要ですか。
	A	解体業者が解体した解体自動車は、原則的には廃油、廃液はすべて抜き取られていることから保管場所に対する廃油・廃液の地下浸透の防止策を講じる必要はありません。ただし、地面に油染みが散見される場合には、床面をコンクリート舗装する等の措置を講ずる必要があります。
油水分離槽	Q	解体業の許可基準の中で、十分な能力を有する油水分離装置とは。
	A	基本的には、3層あるいは4層以上の分離槽で、容量は5年確率2時間滞留以上の能力です。(個別にご相談ください)

項目	Q	A
移動式プレス車	Q	他県の業者が、移動式プレス車によりプレスするが、破砕業の許可は、誰がどこから許可を受けるのですか。
	A	移動式プレス車により破砕行為を行なう者（他県の業者）が、本拠地の事業所所在地を管轄する自治体（他県）から許可をとる必要があります。
屋根つぶし	Q	保管・収集運搬のために天井をユンボ等でたたいて安定化させる行為は、破砕前処理に該当しますか。
	A	車体の限られた一部を変形する行為であって、かつ、処分目的でなく単に保管・収集運搬の効率向上のための行為にあっては、「処分した」とは言えず破砕業（破砕前処理）の許可は不要です。ただし、フロン類の回収やエアバッグ類の回収・車上作動処理に支障のない範囲で行うことが必要です。
運搬のための切断	Q	引取業者から解体業者に引き渡す際、輸送時の安定性を確保するために使用済自動車を2つに切断する行為は、解体業・破砕業に該当するののか。
	A	環境省・経済産業省で検討中です。 （回答があった後に、HPへ掲載します。）
収集運搬の特例	Q	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者が、自ら使用済自動車等を運搬する場合、産業廃棄物収集運搬業許可は必要ですか。
	A	例えば、フロン類回収業者がフロン類回収後に解体業者へ自ら運搬する行為や解体業者が解体自動車を破砕業者へ自ら運搬する行為については、産業廃棄物収集運搬業許可は不要です。
収集運搬の品目	Q	使用済自動車等の運搬を委託する場合、産業廃棄物収集運搬業許可の必須品目は何か。
	A	「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」です。
架装物を含む車	Q	架装物部分は、廃棄物処理法により処理を行う必要があるが、架装物部分を含む使用済自動車の運搬には、廃棄物処理法の許可が必要ですか。
	A	自動車本体と一体不可分である限りは、廃棄物処理法の特例として、関連業者が廃棄物処理法許可がなくても運搬可能です。

項目	Q	A
他法令の 遵守	Q 自動車法の許可にあたって、関連法令の許可は条件となっていないが、河川に事業所の排水を放出する場合も、関連法の許可が不要ということですか。	
	A 生活環境保全のために、当然に関連法令に沿って手続きをしてください。	
登記簿	Q 法人の場合、申請書の添付書類に登記簿があるが、目的などに解体業者などの文言が必要ですか。	
	A 許可要件としては、登記簿謄本への目的文言までは求めませんが、商法上必要であれば、記載してください。	